

## 高齢者・福祉

### 重度医療受給者証の一斉更新

重度心身障害者医療費受給者証は、前年の所得をもとに毎年所得判定を行い、1年ごとに更新されます。助成対象となる人には受給者証、助成対象外となる人には支給停止通知書を送付します。

9月下旬に送付しますので、10月になっても届かない場合はお問い合わせください。また、新しい受給者証(有効期間の始期が令和6年10月1日のもの)が届きましたら、10月1日以降に差替えをお願いします。古い受給者証は障害者福祉課に返却するか、本人で裁断するなどの処分をしてください。

問 障害者福祉課  
☎21-1452  
☎24-6066



市HP

### 9月23日は「手話言語の国際デー」

9月23日は「手話言語の国際デー」として、2017(平成29)年に国連総会で決議された日です。決議文では「手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国すべてにおいて手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進する」とされています。

「東松山市手話言語条例」を制定している本市においても、手話が言語であることの認識を広めていくため「手話言語の国際デー」のシンボルカラーである青色でライトアップを実施します。

日 9月23日(休)午後6時～9時

場 松本町一丁目緑地

問 障害者福祉課

☎21-1452  
☎24-6066



市HP

### 介護の仕事に興味がある人へ～県があなたの就職を支援します！～

介護の仕事は、人を支え、社会を支えるやりがいのある仕事です。県では介護の仕事に興味がある人の県内介護事業所への就職を支援しています。介護の仕事の経験がない人、ブランクがある人もお気軽にお問い合わせください。

対 介護事業所での介護職の勤務を希望する人

申 介護のお仕事応援ポータルサイト「SAITAMA KAIGO NEXT」から申込み

問 受託事業者 株式会社パソナライフケア(県介護人材確保総合推進事業事務局)

☎0120-121-767



県のお仕事  
応援ポータルサイト

## 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

高齢・障害・遺族基礎年金を受給している人で、所得額が前年より低下したこと等により、令和6年度において新たに支給対象となる人には、順次、日本年金機構から請求手続きのご案内が届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、指定された期間内に日本年金機構へ提出してください(既に年金生活者支援給付金を受給している人は、新たな手続きは不要です)。令和6年10・11月分(12月振込分)から支給されます。

令和6年4月2日以降に年金を受給し始めた人は、年金の請求手続きと併せて年金生活者支援給付金の請求手続きをしてください。

### 老齢年金生活者支援給付金

対 次の全てに該当する人

- ・65歳以上で老齢基礎年金を受給している人
- ・世帯員全員の市県民税が非課税の人
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が887,700円(昭和31年4月2日以降生まれは889,300円)以下の人

### 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

対 前年の所得が「4,721,000円+税法上の扶養親族の数×38万円(注意)」以下の人(注意)扶養等の種類により変動することがあります。

### ■共通事項

#### 不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や市役所、厚生労働省から電話で口座番号やクレジットカード情報を聞いたり、手数料等の金銭を求めたりすることはありません。

問 年金給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

川越年金事務所 ☎049-242-2657  
保険年金課 ☎21-1434 ☎23-0076



## 9月は世界アルツハイマー月間です ～認知症について考えよう～

1994年「国際アルツハイマー病協会」は、世界保健機関(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、認知症の啓発を実施しています。日本でも公益社団法人「認知症の人と家族の会」が認知症への理解を呼びかける等の活動を行っています。市でも、認知症サポーター養成講座をはじめ様々な取組を実施します。

### 認知症ってどんな病気?

「久しぶりに会った人のことが思い出せない」このような経験は誰にでもあります。「もの忘れ」は自然な老化によって起こる「単なる歳のせい」で、誰にでも起こります。



一方「認知症」は「病気」による症状で、単なる加齢による「もの忘れ」ではありません。「認知症」とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)を指します。

### 認知症の人を地域で支えましょう

認知症は誰もがなりうる病気です。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくために、皆さんの理解とさりげない見守りや支援が大切です。

～認知症の人への対応の心得 3つの「ない」～

驚かせない 急がせない 自尊心を傷つけない

(認知症サポーター養成講座標準教材より)

### 認知症かもしれないと思ったら・・・

認知症は早期発見・早期治療で症状を軽減したり、進行を遅らせたりすることができます。自分や身近な人の異変に気付いたら、一度かかりつけ医に相談してみましょう。



### 認知症サポーター養成講座

認知症の人を理解し、地域で支える応援者になりませんか。

日時	9月25日(水)午後1時30分～3時30分
場所	市立図書館 視聴覚ホール
対象	市内在住・在勤の人
定員	50人(申込順)
内容	認知症についての基本的な知識や認知症の人との接し方等を学ぶ。
費用	無料
申込	9月2日(月)から直接又は電話で高齢介護課へ。

### 小学生向け認知症サポーター養成講座も実施中!

令和5年度は、市内全11校で実施しました。キッズサポーターも年々増えています!



### 市立図書館でのパネル展示

9月14日(土)～29日(日)、展示予定です。ぜひご覧ください。(令和5年度の様子)



### ご活用ください

認知症に関する様々な情報冊子等を発行しています。市HPに掲載しているほか、高齢介護課にもあります。

- ・認知症ガイドブック
- ・若年性認知症ガイドブック
- ・認知症簡易チェック など



認知症に関するお知らせ



認知症簡易チェック



問 高齢介護課 ☎22-7733 ☎22-7731